

湖西市教育振興基本計画の策定について

湖西市教育委員会 教育長 山下 宗 茂

湖西市教育委員会では、新たに「湖西市教育振興基本計画」を策定しました。

この計画は、これまで実施し改善を重ねながら、毎年継続してきた事業を滞りなく実施するためのものです。

策定にあたり、これまでと同様に事業を実施するだけでは、効果や成果は拡大しないと考えました。事業を実施する意味は理解していても、他の事業との関連や、実施することによって得られる大きな効果や成果はなかなか見えません。

それら全体を見渡せるようにするのが、「湖西市教育振興基本計画」策定の理由です。基本理念を設定し、その理念に基づいた基本目標と方針を明記しています。それらの理念・目標・方針にのっとり、事業展開を行います。

「明日の湖西を創る“ひと”づくり」を基本理念として設定しました。

「明日の湖西を創る“ひと”」とは、「やさしく、たくましく、こころざしある“ひと”」のことです。

「やさしい“ひと”」とは、他人に対する思いやりや素直な気持ちを持ち、大切なものを愛する心をもった“ひと”のことです。

「たくましい“ひと”」とは、勇気や忍耐力があり、自己抑制力を持ち、不撓不屈のチャレンジ精神で、逆境を乗り越える力をもった“ひと”のことです。

「こころざしある“ひと”」とは、夢や情熱を持ち、その実現のために前向きに生きていく“ひと”のことであり、使命感、信念、正義感によって、自己を見失わず、己の道を進んでいく“ひと”のことです。

そのような“ひと”が、きっと明日の湖西を創ってくれと信じます。

湖西市の教育は、そのような明日の湖西を創る“ひと”づくりに邁進します。

その基本理念を具現化するために、それぞれの課が基本目標を立て、方針を作成して、取り組んでいる事業内容を明記しました。

まずは、市民の皆さんに湖西市の教育について知っていただき、そして、市民の皆さんが生涯にわたって自ら学習する、その手助けとなることを知ってほしいのです。

国の「教育基本法」と市の「新・湖西市総合計画」に基づき、県の「教育振興基本計画」を参考にして、本市の「教育振興基本計画」を策定しています。

また、本市の「教育振興基本計画」には、「スポーツ推進計画」と「生涯学習振興基本計画」の骨子も取り込み、三位一体として、“知りたい、学びたい、活動したい、運動したい”という学びの積み重ねによる成長と充実・還元と継承を柱として、本市の教育を推進していきます。

期間は、「新・湖西市総合計画」と同様に、2020年度までとしています。

本市では、行政と学校・地域・家庭だけではなく、企業・市民活動・ボランティア等と、



信頼し合い、認め合い、助け合う「協働」環境を築き、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、家庭教育、子育て教育等を市民の皆さんに提供します。

市民の皆さんには、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、成熟期、老年期の各階層に応じた学びの内容及あり、さまざまな学びによって、一人ひとりが成長・充実し、市民の皆さんが明日の湖西を創る“ひと”になることを基本理念として掲げました。

それを理想とし、理想に向かって事業を展開していきます。

またさらには、成長・充実したひとが、後を受け継ぐひとに対して、成長・充実内容を還元し、受け継ぐひとが継承することを願っています。

そのような理想的な学びのサイクルが市民全体に浸透するよう、下支えする協働環境の構築が急務であると考えています。ライフスタイルに応じた湖西市の教育は、成長する自己の学びの積み重ねを支えます。

“知りたい、学びたい、活動したい、運動したい”と、学び続けるのはあなたです。

学びの積み重ねで成長するあなたをみんなで支えます。



この「湖西市教育振興基本計画」策定の基本とした「教育基本法」は、平成 18 年に改正されました。

前文には、個人の尊厳を重んじると同時に、公共の精神の尊重や豊かな人間性と創造性、伝統の継承が規定され、教育の目的実現のため、目標に5つの事柄が規定されました。

教育の機会均等では、障害のある者への必要な支援が規定され、義務教育の実施に対して国や地方公共団体の責務が盛り込まれました。大学の基本的な役割や、私立学校教育への助成振興に努めるべきことも規定されました。

学校教育では、教育を受ける者自らが規律を重んじ、学習意欲を高めることを重視することが規定され、すべての教育の出発点である家庭教育の重要性が盛り込まれ、保護者の子の教育に対する第一義的責任と生活のために必要な

習慣を身に付けさせることや、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育の支援が規定されました。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育の振興も新たに規定され、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力に努めることも新たに規定されました。

そして、新たに生涯学習の理念も盛り込まれました。

基本理念を具現化するために、それぞれの課が基本目標を立て、方針を作成して、事業に取り組んでいます。

児童、青少年から老年まで、すべての市民が成長・充実することが理想です。成長・充実した内容を他の市民へ還元し、内容を継承してほしいと願っています。

最後のページに、教育委員会関連施設マップとその連絡先を掲載しました。

手元に置いて、末長く活用していただければ幸いです。

平成 25 年5月 15 日